

## 平成30年4月1日より 指定居宅介護支援事業所の指定権限が区市町村へ移行します

### 制度改正の概要

- 指定権限等の区市町村へ移行は、保険者機能強化の観点から、区市町村による介護支援専門員の支援の充実を目的とするものです。
- 事業所所在地の区市町村以外の被保険者へのサービス提供は引続き可能です。
- 事業者の指定等や届出の受付は事業所がある場所の区市町村が行います。
  - ・居宅介護支援事業者の指定、指定更新
  - ・変更届、休止届又は廃止届の收受
  - ・指定居宅介護支援事業所に対する勧告、命令及び指定取り消し等 など
- 人員及び運営の基準に係る条例が区市町村にて制定・施行されます。

### 手続きに御注意ください

詳しくは裏面をご覧ください。

#### ～変更届・休止届・廃止届～

##### ○平成30年4月1日以降の届出

⇒区市町村（事業所所在地）へ御提出ください。

#### ～加算関係の届（特定事業所加算・特定事業所集中減算）～

##### ○平成30年4月1日適用（平成30年3月15日までに提出）の届出

以下の提出先へ御提出ください。《従来どおり》

⇒特定事業所加算・・・東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室  
特定事業所集中減算・・・東京都 福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

##### ○平成30年5月1日適用（平成30年4月15日までに提出）以降の届出

⇒区市町村（事業所所在地）へ御提出ください。

#### ～指定更新～

##### ○平成30年4月30日指定期間満了までの事業所

⇒都が申請受付・更新に係る決定まで行います。《従来どおり》

##### ○平成30年5月31日～8月31日指定期間満了までの事業所

⇒都が申請受付をしますが、区市町村（事業所所在地）が更新に係る決定をします。（区市町村へ更新申請をする必要はありません。）

##### ○平成30年9月30日指定期間満了以降の事業所

⇒区市町村が申請受付・更新に係る決定まで行います。

■ 指定居宅介護支援事業所 指定権限等の区市町村移行に伴う諸手続方法の変更について

手続の種類	手続の時期		手続方法
変更届	届出(提出)日はいつですか？	平成30年3月31日までの提出 (窓口は3月30日まで・郵送は3月31日必着)	東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室へ提出<<従来どおり>> 【変更後10日以内】
		平成30年4月1日以降の提出	事業所所在地の区市町村へ提出 【変更後10日以内】 ※平成30年4月以降に区市町村を越えた事業所移転は、現事業所を廃止し、移転先区市町村からの新規指定が必要です。
休止届 廃止届	届出(提出)日はいつですか？	平成30年3月31日までの提出 (窓口は3月30日まで・郵送は3月31日必着)	東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室へ提出<<従来どおり>> 【休止・廃止の1か月前まで】
		平成30年4月1日以降の提出	事業所所在地の区市町村へ提出 【休止・廃止の1か月前まで】
特定事業所 加算	適用日はいつですか？	平成30年4月1日適用まで	東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室へ提出<<従来どおり>> 【適用日の前月15日必着・平成30年4月1日適用の場合、平成30年3月15日必着】
		平成30年5月1日適用以降	事業所所在地の区市町村へ提出 【適用日の前月15日必着】
特定事業所 集中減算	適用日はいつですか？	平成30年4月1日適用	東京都福祉保健局 高齢社会対策部介護保険課 介護事業者担当へ提出<<従来どおり>> 【平成30年3月15日必着】
		平成30年10月1日適用以降	事業所所在地の区市町村へ提出 【適用日の前月15日必着】
指定更新	指定の有効期間はいつまでですか？ (指定通知書・更新通知書に記載あり)	平成30年4月30日満了まで	更新の審査・決定は東京都が行います。<<従来どおり>>
		平成30年5月31日満了 平成30年6月30日満了 平成30年7月31日満了 平成30年8月31日満了	①有効期間満了の6か月前以降に、東京都から更新案内が事業所へ送られます。 ②更新案内にて案内する締切日までに東京都福祉保健財団 事業者指定室へ更新申請してください。 ③更新申請の情報は東京都から区市町村へ引き継がれます。 (区市町村に対しての更新申請は不要です。) ④更新の審査・決定は区市町村が行います。  ※更新審査に際して区市町村から調査等を受けることがあります。
		平成30年9月30日満了 以降	更新の申請受付から審査・決定まで区市町村が行います。 【区市町村によりスケジュールが異なります】
新規指定	事業開始予定はいつですか？	平成30年4月1日付指定まで	東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室へ申請<<従来どおり>> 【指定予定日の前々月の末(開庁日)まで・平成30年4月1日指定の場合、平成30年2月28日まで】
		上記以降	事業所所在地の区市町村へ指定申請 【区市町村によりスケジュールが異なります】 ※平成30年4月以降に区市町村を越えた事業所移転は、現事業所を廃止し、移転先区市町村からの新規指定が必要です。
業務管理体制	業務管理体制の届出(変更の届出も含む)は、平成30年4月1日以降も、東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室へ提出してください。<<従来どおり>>		

【注意】今後の制度改正に伴う取扱いについては、「東京都介護サービス情報」([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/1\\_kyotakusien.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/1_kyotakusien.html))にて情報提供いたします。